

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病005
- (2) 調達件名 大阪大学医学部附属病院
新病棟建替え計画にかかる妥当性・代替案検討業務（仕様書のとおり）
- (3) 請負期間 契約締結日から令和8年12月25日まで
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び受注者の保有する施設

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 過去3年以内に許可病床数800床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは医療法第31条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する急性期病院又は高度急性期病院の再開発計画に関するコンサルタント業務の実績を有すること。
- (4) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定登録した医業経営コンサルタント有資格者（実務経験5年以上）及び一級建築士を本請負に従事させることができること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
電話 06-6879-5280
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書の提出期限及び場所
令和8年5月28日 17時15分
(郵送又は宅配便により提出する場合には受領期限までに必着のこと)
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
※2. 見積参加資格(3)及び(4)を確認できる書類も合わせて提出すること。

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

1 請負の表示

大阪大学医学部附属病院 新病棟建替え計画にかかる妥当性・代替案検討業務

2 請負の目的

国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）は、令和7年5月に統合診療棟を新営した。統合診療棟基本計画時に策定された「旧外来中央診療棟取り壊し、新病棟建設」という現行計画について、現在の工事価格上昇、および統合診療棟開院後の運用状況（病棟が離れていても運用できている事実）を踏まえ、見直しが必要となった。本業務は、上記を踏まえ、現行計画に固執せず、敷地の有効活用、機能性、経済性、将来の医療提供体制への適合性といった多角的な観点から、新しい病棟の物理的な配置計画の代替案を幅広く検討し今後の再開発の整備方針を検討するためのマスタープランの検討等を目的としている。

3 請負期間

契約締結日から令和8年12月25日までとする。

4 請負の内容

本業務では、以下の内容について検討・立案・評価を実施するものとする。院内のコンセプト検討や医療機能の拡充を伴う検討ではなく、現行病棟の機能を新病棟に移転するレベルでの物理的な配置検討を行う。

(1) 現状施設における課題の抽出と対応検討

1) 主要動線の整理

現在の施設における、患者・職員及び主要な物品の建物外及び建物内での動線を整理し、現状の課題を整理すること。（動線が長く負担が大きい。通路幅が狭く、安全面での配慮が必要等）

2) 仮設工事発生の有無

前年度までに決定した統合診療棟移転の前提条件から、各部門の意向に齟齬が生じた場合等には、病院と調整の上で関係者間での協議の場を設けることや、必要に応じた検討資料の提供等を行うこと。

(2) 現状での部門機能構成の整理（平面計画・断面計画）及び敷地制約条件の整理

1) 部門機能構成の整理

現状施設について、診療機能（部門）ごとの平面計画及び断面計画として示し、課題解決検討に向けた情報の整理を行うこと。既存施設内で現在閉鎖等により未使用となっているエリアの把握も含む。

2) 敷地制約条件の整理

新棟新営の可能性検討に際し、前提となる本院周辺敷地の状況把握（統合診療棟、旧外来・中央診療棟、既存病棟、駐車場などの配置関係、高低差、地盤状況、法規制、都市計画上の制約等）の整理を行うこと。

(3) 移転が必要な部門の整理及び必要面積の整理

1) 整備が必要な部門の整理

既存の外来・中央診療棟、病棟及びその他関連施設において、設備の老朽化や狭隘化により、機能移転が必要となる部門の整理を本院と行うこと。現場ヒアリングなどは実施せず、これまでの院内での情報等より設定を行うこと。

2) 必要面積の整理

1) で対象となった部門について、本院との協議を踏まえ、整備に必要な面積の仮設定を行うこと。

(4) 配置計画など代替案の検討・作成（整備パターンの作成）

1) 敷地配置計画案を作成する際の各案は以下の要素を網羅すること。

- ・既存計画案の評価・再検証：旧外来・中央診療棟を取り壊し、新病棟を建設する従来の計画案について、現在の状況を踏まえた実現可能性と課題を検証する。
- ・既存ストック活用案の検討：旧外来・中央診療棟の一部を解体し、残りの部分を病棟として転用・改修し、解体部分に新たな病棟を建設するなどの、既存建物の有効活用案を具体的に検討する。
- ・敷地全体の有効活用案の検討：既存駐車場なども含めた敷地全体を対象とし、最も効率的かつ機能的な敷地配置の可能性を模索する。

(5) 課題に対する対応策の立案（パターンニング）

1) 課題に対する対応策の立案（パターンニング）

(1)～(4)を踏まえ、整備のパターン（平面計画、断面計画、動線計画（医療スタッフ、患者、物流など）、外部空間計画（駐車場等）を含む）を複数提案すること。また整備のステップごとに想定しうる課題（大きなもの）を抽出すると共に、(1)で挙げた現状の課題への対応状況についても、整理を行うこと。

(6) 整備パターンの比較検討資料の作成

1) 整備概要スケジュール及び建設費概々算

(4)で挙げた整備のパターンについて、整備にかかる想定スケジュール及び建設費の概々算を行うこと。建設費はあくまで比較検討のため、新築・改修ともに㎡単価での試算とする。

2) 比較表の作成

整備パターンについて、比較整理表を作成すること。比較項目については、本院との協議を踏まえて決定を行うこと。

5 成果品

(1) 本請負の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

- ① 成果報告書 2部
- ② 成果報告書 原稿データ 1式
- ③ 本請負に基づき請負期間中に作成した資料（中間成果等） 1式

(2) 本請負の成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。受注者がこの成果品を発注者に無断で複製したり、販売したりしてはならない。なお、受注者に複製・販売の希望がある場合は、発注者に連絡のうえ協議するものとする。

6 その他

(1) 受注者についての要件

- ① 受注者は、過去3年以内に許可病床数800床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する病院若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する急性期病院又は高度急性期病院の再開発計画に関するコンサルタント業務の実績を有すること。
- ② 本請負の遂行にあたっては、発注者と十分調整し、実施方針等については、事前に発注者の確認を受けるものとする。
- ③ 本請負の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受注者は公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定登録した医業経営コンサルタント有資格者（実務経験5年以上）及び一級建築士を本請負に従事させることができること。

(2) 受注者は、本請負により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(3) その他詳細については、発注者と受注者との間で協議のうえ定めるものとする。

見 積 書

調達番号：医病005

調達件名：大阪大学医学部附属病院 新病棟建替え計画にかかる妥当性・代替案検討業務

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請負契約書（案）

請負の表示 大阪大学医学部附属病院 新病棟建替え計画にかかる妥当性・代替案検討業務

請負代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史 と受注者
との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び受注者の保有する施設において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年12月25日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院経営戦略課整備係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第三係に送付すべきものとする。

第9条 発注者は、受注者がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定にかかわらず、契約を解除することができるものとする。

第10条 前条の規定により契約の解除がなされた場合において、受注者に損害が生じても発注者は、その責を負わないものとする。また、発注者に損害が生じたときには受注者は、その損害を賠償しなければならない。

第11条 契約保証金は免除する。

第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番15号

国立大学法人大阪大学医学部附属病院

病院長 坂田 泰史

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。